

車いすの介助は「改札外は行わない」!/?

営業本部から「車いすの介助同行は改札外については行わない」という通知が出ています。理由として「介助同行の対応件数が増加傾向にあるなか、一人でも多くのお客様に可能な限り迅速に対応するため」となっています。考え方として「ホームと列車に段差や隙間などがある箇所については駅係員が案内する。対象となる箇所がない改札外は介助同行を行わない」ということです。

目の不自由なお客様なども改札外の介助は行わない!/?

バリアフリーの設備があれば、車いすのお客様は一人で移動出来ます。問題は、目の不自由なお客様や貸出車いすのお客様の対応です。目の不自由なお客様が地下鉄に行かれる場合は、地下鉄まで案内しています。貸出車いすのお客様が、タクシーや地下鉄などの場合は、タクシーのりばや地下鉄まで案内しています。

しかし、通知には「目の不自由なお客様の誘導案内は、視覚障害者誘導ブロック上まで誘導したり、目的地の方向を口頭で案内する」としており、貸出車いす利用のお客様についても、たとえ歩行困難でも改札口までとしています。

はたしてこの対応は「合理的配慮」なのか!/?

障害者差別解消法の「合理的配慮」は、「社会にあるバリアを取り除くための対応を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを事業者を求める」というもので、民間事業者は努力義務となっています。

「介助同行の対応件数が増加傾向にある」と要員不足を理由としています。しかし、要員不足は「合理的配慮」の「負担が重すぎない範囲」にはなりません。

コラムニストの伊是名夏子さんが、無人駅（来宮駅）で電動車いすを利用する際の駅の対応が話題になりました。その時も「合理的配慮（努力義務）」が問われました。「民間事業者の合理的配慮の努力義務について、鉄道など公共交通機関は事業を独占しているから、個人事業主よりもはるかに強い努力義務がある」と言っている学識者もいます。伊是名さんは「障害のある人は常にわきまえさせられ、我慢させられている。だからこそ声を上げていかないと変わらない」と言っています。

「合理的配慮」の努力義務を怠り、障害のある人の声なき声を無視、拒否することはあってはなりません。

